

### 第3次神奈川県イノシシ管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第2次神奈川県イノシシ管理計画（以下「第2次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第3次神奈川県イノシシ管理計画（以下「第3次計画」という。）の策定の検討を進め、素案を取りまとめた。

#### 1 素案の概要

##### (1) 計画策定の背景と目的

本県では、近年、イノシシの生息分布が拡大し農作物被害が増加しており、長年にわたり生息が見られなかった横須賀市、逗子市及び葉山町等の相模川以東の地域にも生息分布が拡大した。

こうした状況に対応するため、平成30年10月に第1次計画を策定し、管理事業を実施してきたが、イノシシによる農作物被害額はピーク時から減少しているものの、依然として高水準で推移している。また、令和2年には、県内では初となる野生イノシシからも豚熱ウイルスが検出され、現在も感染確認は続いている。さらに、令和7年度に鳥獣保護管理法が改正され、イノシシが危険鳥獣に指定されるとともに、緊急銃猟制度が創設されたことから、市町村で適切に緊急銃猟が実施できるよう、連携して取り組む必要がある。

このような状況に対応するため、これまでの取組結果を踏まえた上で、第3次計画を策定する。

##### (2) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

##### (3) 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

##### (4) 計画対象区域

神奈川県全域

##### (5) 第2次計画の成果と課題

###### ア 農作物被害の軽減、生活被害の減少及び人身被害の防止

農作物被害金額は令和5年度まで減少が継続した後、若干増加傾向にあり、数値上の目標を達成したものの、今後の状況は引き続き注視していく必要がある。

生活被害件数も令和5年度まで減少が継続した後、令和6年度に大幅に増加した。人身被害は依然として発生している。

農作物や生活等への被害が依然として続いており、市町村や農業者等による集落環境整備、防護柵の設置等の被害防除対策への支援を継続する必要がある。

#### イ 生息分布拡大の防止

生息メッシュ数は、県全体では減少したものの、引き続き市町村等による被害に応じた捕獲を継続していく必要がある。一方、相模川以東では横須賀三浦地域において増加しているため、県及び市町等が連携した捕獲等の対策を強化していく必要がある。

#### ウ その他

市町村が行う地域ぐるみの対策を広げるための技術的・財政的支援や、捕獲の担い手育成等を継続していくとともに、野生イノシシからの豚熱ウイルスの感染確認が続いていることから、豚熱のまん延防止のための対策を実施していく必要がある。

### (6) 第3次計画の基本的な考え方

#### ア 計画の目標

イノシシによる農作物や生活等への被害が継続し、横須賀三浦地域については生息分布の拡大が見られることから、引き続き次の3つを目標とする。

- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害の減少、人身被害の防止
- ・生息分布拡大の防止

#### イ 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消する観点から、集落環境整備、防護対策、捕獲を地域の実情に応じて総合的に実施するとともに、市町村や農業者団体、住民等による地域ぐるみの取組への支援を継続する。狩猟については、イノシシの捕獲の重要な手段であることから、狩猟期間を延長する等の規制緩和を継続する。

また、野生イノシシにおける豚熱の感染確認が継続していることから、関係部門が連携して対策を継続する。

横須賀三浦地域については、イノシシの定着解消に向けて取組を強化する。この地域では、市町、住民及び県が連携し、捕獲に加え、集落環境整備等の取組を行い、引き続き、個体数の減少、生息分布の縮小及び被害の拡大防止を図る。

## (7) 主な事業内容

### ア 被害防除対策

地域の実情に応じた集落環境整備や農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置等の被害防除対策を総合的に推進する。

県及び市町村は、住民等を中心とした被害防除対策の体制づくりを支援し、地域ぐるみの被害対策の取組を促進する。

### イ 捕獲

捕獲は、被害に応じて市町村等が行う有害捕獲と狩猟を基本とし、県は、市町村等が行う捕獲への支援を行うとともに、狩猟によるイノシシの捕獲を促進するため、狩猟期間の延長や禁止猟法の一部解除などの規制緩和を継続する。また、県は必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

### ウ モニタリング

県は、イノシシの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、関係者と情報共有するとともに、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

### エ 豚熱のまん延防止のための取組

県は、関係部門が連携して、捕獲の際の防疫措置の周知及び防疫資材の配布、野生イノシシへの経口ワクチンの散布、養豚農場への豚熱感染のおそれが高い地域における捕獲の強化等を継続する。

### オ 生息分布が拡大している地域での対策

横須賀三浦地域は、イノシシが生息するエリアが市街地に隣接し生活被害・人身被害の増加が懸念されることに加え、生息分布が三浦半島南部に拡大した場合、農作物被害が増加する恐れがあるため、県は、市町、農業者団体及び住民等と連携し、被害防除対策や捕獲等の対策を実施する。

### カ その他管理のために必要な事項

イノシシが市街地へ出没し、人身被害等の発生の恐れが生じた場合、県は「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携して対応する。また、緊急銃猟については、市町村が円滑に対応できるよう、県は財政的・技術的支援を実施するとともに、実際に緊急銃猟が実施され、県職員の応援要請があった場合は、迅速に対応する。